新規就農者育成総合対策実施要綱

制定 令和4年3月29日付け 3経営第3142号 農林水産事務次官依命通知 最終改正 令和7年3月31日付け 6経営第2447号 農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要がある。

このため、地方と連携することにより、親元就農も対象として含んだ上で経営発展のための機械・施設等の導入を支援するとともに、地域における農地の受け手確保に向けた新規就農者の誘致環境の整備、就農に係る情報の発信等の取組を支援する。

また、就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化及びリ・スキリングの充実等の取組を支援することにより、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図る。

第2 事業の内容、事業実施主体等

事業の内容、事業実施主体等は別表のとおりとする。

第3 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を事業実施主体に対して補助する。

第4 事業計画等

1 事業計画の作成

事業実施主体は、それぞれ別記1から5までに定めるところにより事業計画を作成する。

2 事業の着手

(1)本事業については、原則として全国農業委員会ネットワーク機構(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。)又は公募選定団体(農林水産省経営局長(以下「経営局長」という。)が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体をいう。以下同じ。)が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第6条第1項の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。

なお、1の事業計画は、交付申請時に添付すること。

- (2) やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、1の事業計画について、経営局長に提出し、承認を得た後、その理由を具体的に明記した新規就農者育成総合対策交付決定前着手届(別紙様式)を経営局長に提出するものとする。
- (3) (2) により交付決定前に事業に着手する場合、事業実施主体は補助金の交付が確実となってから着手するものとする。全国農業委員会ネットワーク機構又は公募選定団体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。
- 3 事業実績の報告

事業実施主体は、それぞれ別記 1 から 5 までに定めるところにより事業実績報告を作成し、報告する。

第5 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、都道府県、市町村、農業経営・就農支援センター(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。)、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)、農業協同組合、農業委員会、都道府県普及指導センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。

第6 その他

本事業の具体的実施に関し、本要綱の解釈等について確認する必要がある場合は、農林水産省経営局就農・女性課に対して、文書で照会し、文書で回答を求めることができる。

附則(令和4年3月29日付け 3経営第3142号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則(令和5年3月28日付け 4経営第2636号)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の新規就農者育成総合対策実施要綱の規定に基づき実施する事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記1の第5の1の(6)、別紙様式第4号、第6号及び別記2については、この通知による改正後の同要綱の規定を適用するものとする。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和6年1月25日付け5経営第2356号)

- 1 この要綱は、令和6年1月25日から施行する。
- 2 この通知による改正前の新規就農者育成総合対策実施要綱の規定に基づき実施する事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記3の別紙様式第1号及び別紙様式第2号については、この通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

附則(令和6年3月29日付け 5経営第3176号)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の新規就農者育成総合対策実施要綱の規定に基づき実施する事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記1の別紙様式第9号(別紙1を除く。)及び別紙様式第10号(別紙1を除く。)並びに別記2の別紙様式第23号から同26号については、この通知による改正後の同要綱を適用するものとする。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」

という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則(令和7年3月31日付け 6経営第2447号)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の新規就農者育成総合対策実施要綱の規定に基づき実施する事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

別表					
事業内容	事業実施主体	補助率			
1 経営発展支援事業(別記1) 就農後の経営発展のために、都道府県が機 械・施設等の導入を支援する場合、国が都道府 県支援分の2倍を支援する事業。	全国農業委員会ネットワーク機構	定額 (定額、県支 援分の2倍、 1/3以内)			
2 就農準備資金・経営開始資金(別記2) ア 就農準備資金 就農に向けて、都道府県等が就農に有効 と認める研修を実施する道府県の農業大学 校等の農業経営者育成教育機関、先進農家、 先進農業法人等(以下「研修機関等」とい う。)において研修を受ける者に対して資金 を交付する事業。 イ 経営開始資金 経営開始直後の新規就農者に対して資金 を交付する事業。	全国農業委員会ネットワーク機構	定額(定額)			
3 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業(別記3) 地域計画の策定により明らかになる受け手のいない農地に新規就農者を誘致するための体制づくり、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動及び研修農場の整備を支援する事業。	全国農業委員会ネットワーク機構	定額 (定額、1/2 以内)			
4 農業教育高度化事業(別記4) 農業大学校、農業高校などの農業教育機関 における農業教育の高度化を図るため、全国 段階において、農業教育機関の指導者や学生 を対象とした研修等の開催を支援するととも に、地域段階において、各都道府県が作成す る「農業教育高度化プラン」の実現に向けた 取組を支援する事業。					
取組を又張りる事業。 ア 全国事業	公募選定団体	定額、1/2 以内			
(ウ) 国際的な農業人材育成のための取組イ 都道府県事業(ア) 農業教育機関における教育カリキュラムの強化(イ) 研修用農業機械及び農業設備の導入(ウ) 農業教育機関におけるeラーニングの導入	全国農業委員会ネットワーク機構	定額 (定額、1/2 以内)			

	(エ)若者の就農意欲を喚起するための活動(オ)農業教育機関におけるICT環境の整備のための取組(カ)現役農業者等に対するリ・スキリングなど先進的な教育・研修モデルの創出(キ)その他の取組		
5	農業人材確保推進事業(別記5) ア 新規就農相談・情報発信事業 新規就農に係る各種情報のホームページ 等による発信、全国段階における新規就農 相談活動	全国農業委員会ネットワーク機構	定額
	イ 就農相談会実施事業 就農希望者に対する就農相談会の開催	公募選定団体	定額

番 号 令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

 \circ \circ \circ

新規就農者育成総合対策交付決定前着手届

事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとした ので了知願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、 異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない こと。

別 添

事業内容	事業費	うち国費	着手予定 年月日	完了予定 年月日

(交付決定前に事業を着手する理由)